特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 (税込み・配送料実費) 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成 30 年 6 月 20 日 (水)

No. **14713** 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

**近畿本部** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

#### Ħ 次

☆商標判例読解58

☆フラッシュ (特許庁人事異動) ………(8)

### 商標判例読解58

## 「ジョイファーム」事件

ユアサハラ法律特許事務所 商標部/商標判例研究会 弁理士 神蔵 初夏子

事件番号:平成29年(ワ)第123号差止請求事件(『ジョイファーム』)

係属部:東京地方裁判所民事第29部

判 決 日:平成30年2月14日

結 論:請求棄却

関連条文:

出 典:裁判所ウェブサイト

# 特許業務法人アイミー国際特許事務所

所 長 伊 藤 英 彦\* 弁理十

副所長 下 八 郎\* 弁理十

副所長 竹 内 直 樹\* 弁理士

# 弁理十 白 あゆみ

松  $\blacksquare$ 美幸子\* 弁理士

吉 博  $\blacksquare$ 弁理士

\*:付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル) TEL: 06(6120)5210 FAX: 06(6120)5211

URL http://www.imypatent.jp E-mail: info@imypatent.jp

#### ★キーポイント

登録商標の指定役務が小売等役務である場合に、その類似範囲に小売の対象となる商品が含まれるのか、被告各「商品」は本件指定「役務」に類似するか、が争点となっている。本件では、登録商標の指定役務が小売等役務である場合に、その類似範囲に小売の対象となる商品は類似範囲には入らないとされ、差止請求が棄却となった。小売商標と商品商標の類否につて争われた事件は多くはなく、同様の争点について争われた商標「モンシュシュ」事件では、類似範囲に含まれると判断されている。

#### 一. 事案の概要等

#### 1. 事案の要旨

本件は、第35類「加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下「本件指定役務」という。)を指定役務とする「ジョイファーム」との標準文字の登録商標(以下「本件商標権」という。)に係る商標権(以下「本件商標権」という。)を有する原告が、被告が被告商品の包装に被告標章目録記載1又は2(下記参照)の各標章を付する行為等が本件商標権を侵害するものとみなされる(商標法37条)旨主張して、被告に対し、商標法36条1項に基づき、被告各商品の包装に被告各標章を付す行為並びに被告商品1の包装に被告得章を付す行為並びに被告商品2及び3の包装に被告標章2を付したものの販売若しくは販売のための展示の差止めを求めた事案である。

#### 被告標章目録1 (囲った部分)



#### 被告標章目録2 (囲った部分)

平成30年6月20日(水曜日)



2. 前提事実(当事者間に争いがないか、後 掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認 められる事実)

#### (1) 当事者

ア 原告は、宮城県内の農園でブルーベリー等を栽培し、ブルーベリーソース、ブルーベリージャム等に加工して「ジョイファーム」ないし「ジョイ・ファーム」という屋号で販売するなどしてきた者である。

イ 被告は、神奈川県小田原市周辺の農家で組織された、農産物の生産、加工及び販売等を業とする「有限会社ジョイファーム小田原」という商号の特例有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律3条2項)である。

#### (2) 本件商標権

原告は、次の事項により特定される本件商標権を有している。

登録番号 第5848068号

登録商標 ジョイファーム (標準文字)

出 願 日 平成26年11月11日

出願番号 商願2014-099298

登録日 平成28年5月13日

商品及び役務の区分並びに指定役務

第 35 類 加工食料品の小売又は卸売の業務に おいて行われる顧客に対する便益の 提供

#### (3) 被告の行為

ア 被告は、被告各商品を製造、販売している。 イ 被告は、被告商品 1 (緑みかんシロップ) を販売するに当たって、被告商品 1 の容器に